

保育士宿舎借り上げ 制度支援事業

それってどんな制度なの？

保育士の就業継続支援として、保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部(又は一部)を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする制度です。

誰が対象になるの？

1時間以上の通勤時間を要する人が対象です。

個人契約ではなく法人契約（シェアなどは不可）

(※駐車場代や町内会費等その他に関わる費用は自己負担となります)

例えば…

6万円の家賃が
補助で1.5万円に!?

負担額の上限は
6万3000円まで!

国や地方自治体
負担(1/2)

法人負担(1/4)

自己負担(1/4)

